5．数理計算上の計算の基礎に関する事項

期末における主要な数理計算上の計算基礎

区　　分	平成28年３月31日現在
割引率	0.5％

Ⅴ．資産除去債務関係

1．資産除去債務の概要

当機構は労働安全衛生法等の規定により生ずる債務として、所有する建物の解体時におけるアスベストの除去費用、医療用器械備品等の廃棄時における放射性同位元素及び放射化物の除去費用、及び照明装置の廃棄時におけるポリ塩化ビフェニルの除去費用につき資産除去債務を計上しております。

2．資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積もりにあたり、取得時からの使用見込期間を有形固定資産の耐用年数を参考に２年から41年と見積もっております。割引率は当該期間を勘案し、使用見込期間に見合う財政投融資及び国債の利回りを参考に算定しており、0.114％から2.342％となっております。

3．当事業年度における資産除去債務の総額の増減

期首残高	411,892,878円
有形固定資産の取得等に伴う増加額	16,460,106円
時の経過による調整額	2,102,243円
資産の除去等による履行額	△　2,691,150円
期末残高	427,764,077円

Ⅵ．不要財産に係る国庫納付関係

①	資産の種類		土地	土地・建物
②	資産名称		旧登別病院	関門医療センター
③	帳簿価格	⑴取得価格	411,894,085円	1,201,151,185円
		⑵減価償却累計額及び減損損失累計額	411,894,084円	1,201,151,093円
		⑶帳簿価格	1円	92円
④	不要財産となった理由		「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月７日閣議決定）において、国庫納付することとされたため。	後利用計画はないことから、将来にわたり業務を確実に実施する上で必要ではないと判断したため。
⑤	国庫納付等の方法		現物納付	金銭納付
⑥	譲渡収入の額		―	80,000,000円
⑦	控除費用		―	13,517,670円
⑧	国庫納付等の額 納付等年月日	⑴国庫納付額	―	66,482,330円
		⑵納付年月日	平成27年11月17日	平成28年１月18日
⑨	減資額		411,894,085円	1,201,151,185円
⑩	備考			㈱

㈱　関門医療センターの土地・建物は、平成21年４月に現住所に移転したことに伴い使用されなくなった資産となります。

Ⅶ．オペレーティング・リース取引

1．貸借対照表日後一年以内のリース期間に係る未経過リース料　43,582,429円

2．貸借対照表日後一年を超えるリース期間に係る未経過リース料　50,441,511円

Ⅷ．重要な債務負担行為

該当事項はありません。

Ⅸ．重要な後発事象

平成28年４月14日以降に熊本県を中心として発生しました平成28年熊本地震により、当機構の運営する一部の病院の固定資産及びたな卸資産に損傷等が発生していますが、これによる被害額は現在調査中です。

また、当機構は国の危機管理に際して求められる医療の提供を果たすため、被災地の地域の医療需要の変化に応じて他の医療機関等とも協力しながら、被災地支援に全力で取り組んでおりますが、当該活動にともなう費用発生額についても現在調査中です。

Ⅹ．その他独立行政法人の状況を適切に開示するために必要な会計情報

該当事項はありません。